



鳥取県公報

令和7年7月18日（金）
第9711号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県税条例第211条第1項に規定する関係書類（450）（税務課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の指定（451）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 3
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（452）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	指定自立支援医療機関の指定（453）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 4
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（454）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 4
	国土調査の成果の認証（455）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 5
	公共測量の実施（2件）（456・457）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 5
	指定障害児通所支援事業者の指定（458）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 6
	採石法による採取計画の認可の公表（459）（西部総合事務所米子県土整備局）・・・・ 6
	指定公金事務取扱者の変更の届出（460）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 6
	物品売払代金の徴収事務の委託（461）（鳥取聾学校）・・・・・・・・・・ 7

告 示

鳥取県告示第450号

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第211条第1項に規定する関係書類を次のように定め、令和7年7月18日から施行する。

令和元年鳥取県告示第61号（鳥取県税条例第211条第1項に規定する関係書類について）は、令和7年7月17日限り廃止する。

令和7年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（表面）

狩 獵 税 納 付 書

年 月 日

部県税事務所 様

下記のとおり納付します。

納付義務者 住 所
氏 名

狩猟者登録番号 ※担当者記入欄							
狩猟免許の種類 （登録を受ける 免許を○で囲ん でください。）	第一種銃猟免許	網猟免許	わな猟免許	第二種銃猟免許			
狩猟者の登録の 区分（該当する 場合は番号を○ で囲んでくださ い。）	1 対象鳥獣捕獲員 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者 3 許可捕獲等の実施者（登録の申請前1年以内に許可を受けて許可捕獲等を行った者） 4 許可捕獲等の従事者（登録の申請前1年以内に許可を受けた者の従事者として許可捕獲等に従事した者） 5 上記以外の者						
免許の 種 類	税 率 適 用 区 分		税額（円） （該当する金額を○で囲んでください。）				
			狩猟者の登録の区分				
			1・2	3	4	5	
第一種 銃 猟	(1) 県民税の所得割額の納付を要する者 (2) (1)の同一生計配偶者又は扶養親族（農林水産業に従事する者を除く。）		課税 免除 (0)	8,200	8,200	16,500	
	県民税の所得割額の納付を要しない者 ※裏面の証明書により市町村長の証明を受けてください。			5,500	5,500	11,000	
網 猟	(1) 県民税の所得割額の納付を要する者 (2) (1)の同一生計配偶者又は扶養親族（農林水産業に従事する者を除く。）			4,100	4,100	8,200	
	県民税の所得割額の納付を要しない者 ※裏面の証明書により市町村長の証明を受けてください。			2,700	2,700	5,500	
わな 猟	(1) 県民税の所得割額の納付を要する者 (2) (1)の同一生計配偶者又は扶養親族（農林水産業に			4,100	4,100	8,200	

	従事する者を除く。)				
	県民税の所得割額の納付を要しない者 ※裏面の証明書により市町村長の証明を受けてください。		2,700	2,700	5,500
第二種 銃 猟	第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者		2,700	2,700	5,500
合 計			円		

備考

- 1 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録の税額は、税率適用区分に応じ、狩猟者の登録の区分の5の欄に掲げる税額の4分の1の額となります。
- 2 放鳥獣猟区のみ登録を受けている者が受ける県下全域に係る狩猟者の登録の税額は、税率適用区分に応じ、狩猟者の登録の区分の5の欄に掲げる税額の4分の3の額となります。

(裏面)

狩 猟 税 に 関 す る 証 明 書	
住 所	
氏 名	
上記の者は、 年度分の県民税の所得割額を納付することを要しない者で、	
1 同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者以外のもの	
2 農業、水産業又は林業に従事する同一生計配偶者又は扶養親族に該当するもの	
3 県民税の所得割額を納付することを要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当するもの	
であることを証明します。	
年 月 日	市 町 村 長 印

鳥取県告示第451号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
米子ハーミー歯科	米子市両三柳2296-19	令和7年6月1日
こおげ駅前クリニック	八頭郡八頭町郡家字上屋敷235	令和7年7月1日

鳥取県告示第452号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
米子ハーミー歯科	米子市両三柳2296-19	令和7年5月31日

鳥取県告示第453号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機 関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
株式会社やわ らね	米子市河崎1741- 11	緩音訪問看護ステー ション	米子市目久美町97 - 3	育成医療、精 神通院医療	令和7年7月 1日

鳥取県告示第454号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和7年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール鳥取北ウエストコート 鳥取市南隈101ほか
- 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
- 変更する事項
 - 施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置
6の書類に記載のとおり
 - 駐車場の収容台数
変更前 538台
変更後 224台
 - 施設の運営方法に関する事項
 - 駐車場の自動車の出入口の数
変更前 4か所
変更後 3か所
 - 駐車場の自動車の出入口の位置
6の書類に記載のとおり
- 変更年月日

令和8年3月10日

5 届出年月日

令和7年7月9日

6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

令和7年7月18日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課において縦覧に供する。

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第455号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥取市	令和3年度から令和5年度まで	鳥取市（国府町玉鉾の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市国府町玉鉾の一部	令和7年6月26日
〃	令和4年度及び令和5年度	鳥取市（長谷の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市長谷の一部	〃
〃	〃	鳥取市（国府町糸谷・谷の各一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市国府町糸谷・谷の各一部	〃
〃	〃	鳥取市（用瀬町宮原の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市用瀬町宮原の一部	〃
〃	〃	鳥取市（青谷町桑原の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市青谷町桑原の一部	〃

鳥取県告示第456号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 作業種類 公共測量（写真測量）

2 作業期間 令和7年6月30日から令和8年1月21日まで

3 作業地域 鳥取市

鳥取県告示第457号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び応用測量）
- 2 作業期間 令和7年7月14日から同年11月25日まで
- 3 作業地域 日野郡日野町黒坂

鳥取県告示第458号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月18日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人山陰福祉の会	米子市上福原317-1	ーよどえー放課後等デイサービスなないろ	米子市淀江町中間651-2	放課後等デイサービス	令和7年7月10日

鳥取県告示第459号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和7年7月18日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
株式会社丸福代表取締役 福吉 正博	鳥取県米子市淀江町佐陀712-2	西伯郡伯耆町父原字堤ヶ谷入口582外39筆（313,656平方メートル）	花崗岩（250,649立方メートル） 風化花崗岩（36,629立方メートル）	令和7年7月10日から令和12年7月9日まで	令和7年7月4日

鳥取県告示第460号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者から名称の変更に係る届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出のあった指定公金事務取扱者及び変更内容

届出のあった指定公金事務取扱者	変更する内容	変更前	変更後
鳥取県立鳥取聾学校作業製品	名称	鳥取県立鳥取聾学校作業製品	鳥取県立鳥取聾学校作業製品

販売実行委員会 会長 山根 潤		販売実行委員会 会長 山根 潤	販売実行委員会 会長 加嶋 久子
--------------------	--	--------------------	---------------------

2 変更年月日

令和7年6月24日

鳥取県告示第461号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取聾学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取県立鳥取聾学校作業製品販売実行委員会 会長 加嶋 久子	鳥取市国府町宮下1261	令和7年4月1日	令和7年6月24日	令和7年7月9日から令和8年2月27日まで